

北吉城クリーンセンターの用途変更に伴う規約の変更について

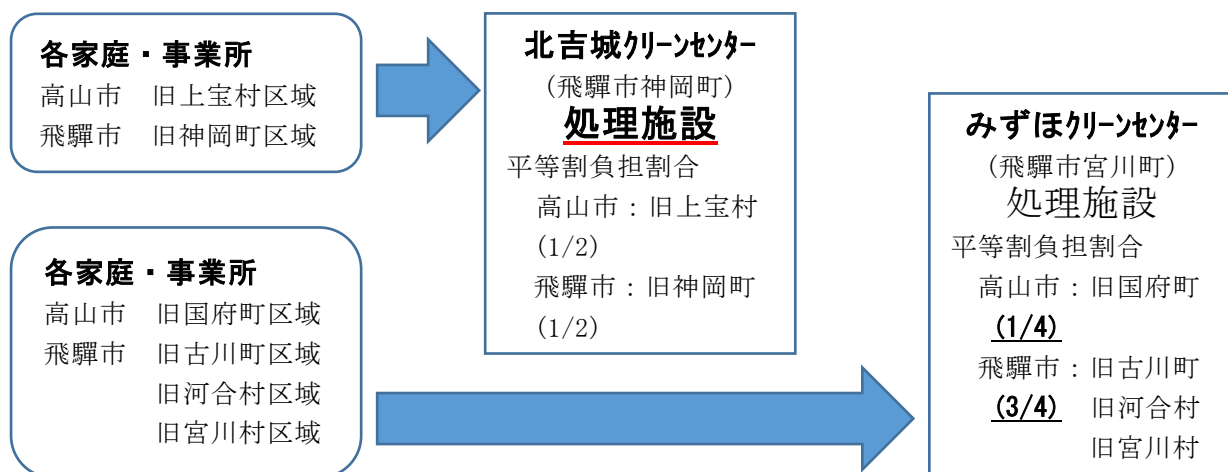
1. 経緯

旧上宝村区域のし尿処理を委託している北吉城クリーンセンターの老朽化に伴い、飛驒市は、当該施設を処理施設から中継施設に用途変更し、し尿を集約してみずほクリーンセンターで処理することにより効率化を図ることとした。

2. 規約の変更内容

- ・旧上宝村区域及び旧神岡町区域のし尿処理は、令和14年度まで北吉城クリーンセンターで集約（中継）し、みずほクリーンセンターで行うことに変更
- ・平等割と搬入量割で構成される委託費用の負担割合のうち、みずほクリーンセンターの平等割について、処理対象の旧町村数に応じて変更

【現在のし尿・浄化槽汚泥の処理方法】



【変更後のし尿・浄化槽汚泥の処理方法】

